

2014年7月30日作成

株式会社ベストインシュアランス
【高 齢 者 対 応 規 定】

高齢者に対する保険募集においては、一般の健常者に対する募集行為と同等に行うのではなく、適切かつ十分に説明をおこなう必要があるため「高齢者対応規定」を以下に定めます。

高齢者に対する保険募集に関しては、当規定を遵守して適切に募集を行います。

(1) 高齢者の定義

男女問わず、満年齢が70歳以上の方は高齢者とする。

(2) 高齢者の確認作業

高齢者を明確に把握するため、申込書には生年月日を記載し、年齢を確認する。

(3) 高齢者に対する募集行為は、基本的に対面募集とする。

(4) 募集行為に当たっては、

①親族の同席を求める。

②親族の同席が出来なかった場合には、保険契約へ証券が到着する頃を見計らい、保険募集をおこなった者以外の者（使用人登録届出済者）が、ご契約者に対して契約御礼の電話を実施し、その際に、証券記載内容に相違がないかどうかの確認を行う事とする。

（意向の再確認）

※親族の同席が出来た場合には、同席親族の氏名・ご契約者との関係を申込書等に記載をする。

以上